

筑後市教職員の 働き方改革取組指針

(筑後市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年4月

筑後市教育委員会

はじめに

近年、学校教育が抱える課題は複雑化・多様化しており、新しい学習指導要領への対応をはじめ、きめ細かな生徒指導、特別支援教育の充実、さらには保護者や地域との連携など、教職員が担うべき役割は日々拡大しています。このような中、筑後市教育委員会においては、平成28年度からの時間外労働時間の調査を皮切りに、平成29年度からの校務支援システムの導入、令和元年度の出退勤システムの導入など、超過勤務時間の縮減に向けた環境整備や業務改善を進めてまいりました。また、これまでに「筑後市教職員の働き方改革取組指針」を策定し、教職員がやりがいを持ち、安心して働ける学校づくりを推進してきたところです。

しかしながら、こうした取組を学校現場と一体となって重ねてきたものの、依然として国の定める上限基準（月45時間、年360時間以内）を超える時間外在校等時間となっている教職員が少なくなく、長時間勤務の抜本的な解消には至っていないのが現状です。

こうした中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の一部改正が行われました。これにより、学校における働き方改革をさらに加速させるため、令和8年4月以降、服務を監督する教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が新たに義務付けられることとなりました。

この法改正の趣旨と本市の現状を重く受け止め、教職員の長時間勤務の改善に向けた取組をより一層強力に推し進めるため、これまでの本市の「働き方改革取組指針」を改定し、新たに本市における「業務量管理・健康確保措置実施計画」として明確に位置付けることといたしました。

働き方改革は、単に教職員の在校時間を減らすことだけが目的ではありません。教職員が心身ともに健康な状態で、自ら学び、人間性を高める時間を確保し、その専門性を最大限に発揮して生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることが真のねらいです。教職員のワーク・ライフ・バランスの実現は、必ず学校教育全体の質の維持・向上、そして子どもたちの豊かな成長へとつながります。

各学校をはじめ、保護者や地域の皆様、関係機関におかれましても、本指針（計画）の趣旨を深く御理解いただき、これからの新しい学校のあり方を共につくりあげていくため、教職員の働き方改革に御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 指針（計画）について

(1) 本指針（計画）の位置付け

本指針（計画）は、筑後市教育委員会及び市立学校が一体となって実施する「教職員の働き方改革」に向けた、今後の取組の方向性や具体的な目標、実践すべき施策を総合的に示すものです。

同時に、本指針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条及び文部科学省の定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、筑後市教育委員会が定める法定計画である「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けるものとします。

2 本市の現状

本市教育委員会において、超過勤務時間縮減に向け様々な取組を行ってきた結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	時間外在校等時間の年平均（※1）	月45時間を上回る「延べ月数」割合（※2）	月80時間を上回る「延べ月数」割合（※3）
小学校	月31.6時間	23.0%	1.0%
中学校	月47.5時間	51.7%	11.4%

（※1）校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、栄養教諭、養護教諭、常勤講師、事務職員における毎月の時間外在校等時間の平均。

（※2）小学校の算出式：月45時間を上回る延べ月数（580月）÷全職員の総勤務月数（2,517月）
中学校の算出式：月45時間を上回る延べ月数（595月）÷全職員の総勤務月数（1,151月）

（※3）小学校の算出式：月80時間を上回る延べ月数（24月）÷全職員の総勤務月数（2,517月）
中学校の算出式：月80時間を上回る延べ月数（131月）÷全職員の総勤務月数（1,151月）

時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、市内小中学校全体で32.0%となっている。「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」への負担感が大きくなっており、担任一人で抱え込まず「組織」と「専門家」で対応する仕組みづくりや人材の確保、業務DXなどを図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

3 目的

教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れる生活を実現し、やりがいを持って安心して働くことができる環境をつくること
- ② 教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校における教育環境を充実させること

4 目標

○ 数値目標について

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 月80時間超の時間外在校等時間を0%にする。
- ・ 1年間における時間外在校等時間を年360時間以内（月45時間以内）とする。（※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。）

(2) ワーク・ライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。（令和6年度は14.4%）

5 教育委員会、学校の責務

(1) 教育委員会の責務

市教育委員会は、本指針（計画）により管内小中学校における「教職員の働き方改革」に向けた取組を推進します。また、次項に掲げる具体的な取組について、管内小中学校へ働きかけを行います。

(2) 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、本指針（計画）に基づき次項に掲げる具体的な取組を実施します。

管理職は、教職員に対して、指針の趣旨等を理解させ、適切な勤務時間の管理、長時間勤務の改善に努めます。

教職員は、働き方改革の目的や趣旨を理解し、自らの働き方を見直します。また、他職員と連携しながら長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

6 対象期間

本指針（計画）の期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとします。

なお、国及び県の動向や社会情勢の変化、毎年度の実施状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

7 実施する業務量管理・健康確保の内容

(1) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

①正確な勤務時間の把握
<p>○教職員の勤務状況を適切に把握する。また、管理職は1月当たりの超過勤務時が原則45時間を超える者がでないよう、長時間勤務の改善に努める。</p> <p>○ICTやタイムカード等を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、結果について分析を行う。</p> <p>○市教育委員会（教育部学校教育課）に教職員の健康相談に関する相談窓口を設ける。</p>
②定時退校日の拡大
<p>○毎週水曜日を定時退校日とする。</p> <p>※学校の事情により定時までに退庁ができない場合、他の曜日に変更することができる。</p>
③学校閉庁時刻の設定
<p>○学校ごとの学校閉庁時刻を設定する。（20時を超えない範囲で）</p>
④学校閉庁日（市内一斉）の設定
<p>○長期休業期間中に学校閉庁日を下記のとおり設定する。</p> <p>夏季および冬季休業期間中 平日の6日間程度</p> <p>※学校閉庁日については、年度当初に指定を行う。</p> <p>※児童生徒を登校させず、部活動は実施しない。</p> <p>※日直は配置せず、使送便は行わない。</p> <p>※職員は年休・夏季休暇・振替等を学校閉庁日に合わせて取得する。</p> <p>（年休等の取得を促進するものであって、強制ではない）</p>
⑤管理職の意識改革
<p>○教育委員会は、管理職に対し長時間勤務の改善について指導・助言する。</p>
⑥事業の削減
<p>○教育委員会が実施する事業を見直し、業務負担の軽減を図る。</p>
⑦医師による面接指導等の実施
<p>○1か月の時間外在校等時間が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる教職員に対しては、本人の申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を行う等の措置を講ずる。</p> <p>○ストレスチェックを実施し、高ストレスと判定された者のうち、希望する者に対して医師による面接指導を行う体制を整備する。</p>

⑧時間外電話対応の軽減

○勤務時間外における電話対応の負担を軽減するため、留守番電話機能（自動音声対応）の適切な運用を徹底する。

(2) 学校・教職員が担う業務の明確化と役割分担

教職員が授業や生徒指導等に専念できる環境を整えるため、以下の観点から業務の見直しと体制整備を優先的に進める

(2) -1 学校以外が担うべき業務への対応

① 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進

○通学路における安全確保、安全対策を推進する。
・教職員の負担軽減を踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進する。

② 学校だけでは解決が困難な課題に対して、組織的・専門的な応援体制を構築する

○保護者・地域住民等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
・学校現場での対応が困難な事案については、教育委員会が窓口となり、必要に応じて弁護士等の専門家に相談・連携できる仕組みを活用し、教職員を守る体制を強化する。

(2) -2 教職員以外が積極的に参画すべき業務の分担

① 部活動休養日の拡大

○部活動休養日を週当たり2日以上設定する。
※平日は最低1日、週休日は最低1日以上とする。
※週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を平日に振り替える。
※長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いをする。
○部活動指導員や外部指導者の活用を進めるとともに、関係機関と連携し、部活動の地域展開を推進する。

② 情報発信業務の支援

○学校ホームページの更新や作成等の広報業務について、学校コンピュータ運用支援員を活用し、担当教職員の負担を軽減する。

③ コミュニティ・スクールの推進

○コミュニティ・スクールの導入促進と運営充実を支援する。

・地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進と運営充実について支援する。

(2) -3 教職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の効率化

① 学校のICT化

○校務支援システムを有効活用し、出席管理、成績処理、通知表作成等の業務をデジタル化・効率化することで、事務作業時間を削減する。

② 研修の見直し

○教職員研修を見直し、業務負担の軽減を図る。

③ スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の活用を促進する。

・教職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に配置し、教職員と専門スタッフが連携する体制を整備することで、いじめ・不登校等、様々な課題を解決するための機能を強化する。

○必要に応じて、福祉・医療・警察等の市の関係部署や外部専門機関との連携を強化し、早期かつ適切な支援につなげる。

○教育支援センターの活用を促進する。

・教職員からの教科指導、生徒指導、学年・学級経営等の悩みや疑問に対しセンター指導主事が対応する。

④ 授業準備・事務作業のサポート

○教員業務支援員を配置・活用し、教材の印刷、配布物の仕分け、提出物の点検・丸付け、掲示物の作成等の補助業務を任せることで、教師が教材研究や授業準備に注力できる時間を確保する。

8 関連する取組及び今後のフォローアップについて

(1) 実施状況の把握と検証

・教育委員会は、各学校における教職員の在校等時間について毎月把握し、長時間勤務が常態化している学校や職員に対しては、管理職に対してヒアリングや実地指導を行うなどの改善支援を実施する。

・各学校において学校衛生委員会を確実に開催し、職場環境の問題点を洗い出し、改善策を審議する。

(2) 計画の公表

・毎年度、教職員の在校等時間の状況や、講じた措置の実施状況等について整理し、インターネットの利用その他の適切な方法により、市民に対して広く公表する。

(3) 計画の見直し

・毎年度、時間外在校等時間やストレスチェックにより高ストレスと判定された者の割合、国の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の内容について必要な見直しを行う。

・特に、目標が達成されていない項目については、その原因を分析し、より実効性のある対策を講ずる。